

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	くらし安全・消費生活課	整理番号	1-5
許認可等の種類	消費生活協同組合を設立する場合の認可			
根拠法令条例等・条項	消費生活協同組合法第57条			
許認可等の概要	消費生活協同組合の設立をする場合は、知事の認可を受けなければその効力を生じない。			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】消費生活協同組合法 第57条、第58条</p> <p>(設立認可の申請) 第五十七条 発起人は、創立総会終了の後遅滞なく、設立趣意書、定款、事業計画書、創立総会議事録の謄本及び役員名簿を行政庁に提出して、設立の認可を申請しなければならない。 2 発起人は、行政庁の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。</p> <p>(設立の認可) 第五十八条 行政庁は、前条第一項の申請があつたときは、その組合が第二条第一項各号に掲げる要件を欠く場合、設立の手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する場合及びその組合が事業を行うに必要な経営的基礎を欠く等その事業の目的を達成することが著しく困難であると認められる場合を除いては、その設立を認可しなければならない。</p>			
基準の制定根拠				
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	4週間			
期間の制定根拠	【参考】「行政手続法の施行に伴う消費生活協同組合関係事務に係る審査基準、標準処理期間及び処分基準の指針について」(平成6年8月31日社援地第104号)			